

北本市生物多様性地域戦略策定業務委託 仕様書

1 業務名 北本市生物多様性地域戦略策定業務委託

2 委託箇所 北本市全域

3 委託期間 契約日から令和10年3月13日まで
(事業年度：令和8年度から令和9年度まで)

4 業務目的

本業務は、「生物多様性基本法」の第13条に基づく「生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な戦略（生物多様性地域戦略）」として策定するもので、第六次北本市総合振興計画や第三次北本市環境基本計画に位置付けられている生物多様性の保全に関する取り組みを具体化することを目的とする。

5 前提条件

業務の実施に際しては、環境省作成の「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度版改訂版）」、本市の「第六次北本市総合振興計画」や「第三次北本市環境基本計画」等関連計画の内容、今後の関係会議での意見等を踏まえて、業務を進めていくものとする。

6 業務内容

下記業務を実施する。業務の詳細や実施時期については、発注者と協議のうえ決定する。
(令和8年度)

(1) 地域の現状整理

北本市（以下、本市）の地域振興や持続可能な発展の源となる地域の魅力（自然、歴史、文化、人、産業等）を文献等から、「地域資源」として収集整理する。

(2) 生物多様性関連情報の整理

ア 自然環境タイプ図の作成

地域戦略の空間的検討の基礎図面を作成する。図面作成の環境構成要素の大区分としては、樹林・草地・水域を基本区分とする。

イ 文献調査

本市域で実施された既存の自然環境調査資料等から、植生、動植物の生息生育状況等の情報を整理する。また、上位関連計画における生物多様性と関連する事項を整理する。

ウ 関連取組等調査

生物多様性に関する国際的な取組や、国・県による関連施策等を整理する。また、本市市内でこれまで実施されてきた生物多様性の保全に資する行政・民間等の取組及び関連資料やヒアリング等により把握し取りまとめる。

エ 指標動植物調査

(ア) 調査地区の選定

市域全域を対象とした生態系ネットワークの形成を想定し、「核」や「拠点」・「回廊」となる自然地やグリーンインフラ拠点の6か所程度を調査地区として選定する。また、選定においては歴史・文化等の地域資源との一体性などについても留意する。

(イ) 指標動植物の選定

良好な自然環境や生態系ネットワーク形成の指標となる動植物のほか、多くの市民が興味を持つと考えられる動植物等を生物多様性の保全に資する「指標動植物」として選定する。対象は、植物・哺乳類・鳥類・両生類・爬虫類・昆虫類・水生生物の生物分類群とする。

(ウ) 指標動植物の現地調査

調査地区において、「指標動植物」の生息・生育状況に関する現地調査を実施する。調査は、春季・夏季・秋季・冬季とし、調査地区に存在する樹林、草地、水域等の環境構成要素ごとの生息・生育状況を把握する。

※令和8年度に実施できない場合は令和9年度実施とする。

(エ) 調査結果の取りまとめ

現地調査の結果を調査地区や自然環境タイプごとに取りまとめ、生態系ネットワークの形成や地域戦略の各種施策に反映するための解析評価を行う。

(3) アンケート調査の実施

市民、事業者等の生物多様性の保全についての認識や意識、取組意向などをアンケートによって把握する。結果は集計、分析し地域戦略における協働主体の選定や地域ごとの関連施策に反映する。

ア 調査対象 市民1,000人程度、事業者100社程度

イ 調査方法 郵送

ウ 調査の実施 調査票の作成、発送、お礼兼督促、集計、分析、報告書の作成

エ 回答方法 原則インターネットで回答とする。

オ その他 調査対象者の抽出は発注者が行う。
調査に係る郵送料等は受注者が負担する。

(令和9年度)

(1) 地域戦略の作成

ア 現況と課題の整理

地域の現状整理やアンケート調査、市民向け普及イベント等の結果を反映し、北本市における生物多様性に関する自然的状況や社会的状況と関連施策等を整理し、生物多様性を活かした地域振興や、生物多様性の保全に向けた課題を整理する。

イ 将来像、基本戦略、目標の設定

北本市の生物多様性の現況や課題を市民や団体、事業者、行政が共有し、生物多様性を活かした地域振興や、生物多様性の保全に資する行動につながる将来像、基本戦略、目標を設定する。将来像は、総合振興計画をはじめとする市の関連計画と整合に留意し、目標は、状態目標、行動目標の設定を検討する。

ウ 個別施策と進捗指標の検討

既存の行政施策や市民や団体の取組等を反映しつつ、具体的な行動を推進する点に留意した施策を検討し、体系的に整理する。さらに、上位関連計画等の整合を図りながら、定量的な進捗指標の設定について、実現可能性を重視した検討を行う。

エ 重点プロジェクトの検討

複数の施策に横断的に関連、地域協働によるネイチャーポジティブの実現が図れる等の高い実施効果が期待される「重点プロジェクト」を設定し、実施内容、実施期間などを設定する。

オ 推進方策の検討

施策を市民、事業者・民間団体、行政機関等が協働と役割分担により一体的に推進する体制や進め方の方策を検討する。

(2) 計画書の作成

検討内容をまとめた計画書を作成する。仕様については後述の成果品を参照すること。

(3) 概要版の作成

生物多様性地域戦略を広く普及し、行動を促すことを目的とした概要版を作成する。仕様については後述の成果品を参照すること。

(令和8年度及び令和9年度共通)

(1) 市民向け普及イベントの実施

市民の生物多様性への意識を高めることを目的とした「市民向け普及イベント」を企画・運営する。イベントの内容については市担当者と協議を行うものとする。実施回数は令和8年度1回、令和9年度1回の計2回を予定する。

(2) 打ち合わせ

打ち合わせは令和8年度4回、令和8年度6回の計10回を予定する。

7 成果品

成果品は、次のとおりとする。なお、計画書及び概要版の印刷仕様については内容が推移することも想定されるため、別途協議を行うものとする。

(令和8年度)

(1) 生物多様性地域戦略の策定に向けた基礎調査報告書

※地域の現状整理、生物多様性関連情報、アンケート調査、市民普及イベントの実施結果等を記載すること。

(令和9年度)

- (1) 北本市生物多様性地域戦略（計画書） A4版カラー 150頁程度 200部
表紙4色、本文4色
- (2) 北本市生物多様性地域戦略（概要版） A4版カラー 8頁程度 500部
- (3) 上記(2)(3)の電子データ 一式、CD-R又はDVD

なお、成果品はカラーを利用して市民に分かりやすく編集し、ワードデータとPDFデータを両形式で提出すること。

8 制度の変更

本業務履行期間中に「生物多様性地域戦略策定の手引き（令和5年度改定版）」に改定や変更が生じた場合、発注者と速やかに協議すること。

9 その他

- (1) 本業務については、この仕様書に定めたものの他、「北本市標準委託契約約款」に従い実施すること。
- (2) 本業務におけるアンケートの調査対象及び調査方法の検討、および環境の現状に係る情報整理等の際には、市と協議のうえ実施していくこと。
- (3) 本業務において、市より提供、または知り得た個人情報、業務完了後、市に返却もしくは消去すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定すること。